

安倍内閣総理大臣 殿

おおさか維新の会

代表 松井 一郎

共同代表 片山虎之助

保育政策の改革ビジョン
—地方分権、規制緩和、無償化—

平成 28 年 3 月 24 日

提言の趣旨

待機児童問題が国政においてクローズアップされており、与野党が緊急の政策提言を行っております。厚生労働省の統計では待機児童が5年ぶりに1700人以上増えて23000人を超えました。さらに、4万人を超えと言われる「隠れ待機児童」の存在も指摘されており、問題はまだ広がり続けています。

この深刻な状況に鑑み、我が党は先般、当面の保育環境を大至急改善するため、予算措置を中心とした緊急提言を行いました。一方で、この問題の根本的な解決のためには、中長期的な視点に立って、抜本的な制度改革を行うことこそ求められております。

待機児童問題の根本原因は、保育に関わる規制があまりに硬直的で、しかも全国一律で行われていることにあります。そこで我が党は、緊急提言に引き続き、規制緩和、地方分権、保育無償化等を柱とした、保育政策の改革ビジョンを取りまとめ、安倍内閣総理大臣に提案致します。

前回の緊急提言に引き続き、私どもおおさか維新の会の提言を真摯に受け止めていただき、政府が地方分権と規制緩和を断行し、保育無償化実現に向けた早急、着実な対応をしていただくことを期待します。

提言の概要

1. 認可保育所設置基準に関する地方分権
2. 保育士要件の多様化
3. 家庭的・小規模保育事業の拡大
4. 社会福祉法人と株式会社のイコールフットィング
5. 地価等に応じた、地代・家賃の運営費補助
6. 官民給与格差の是正と同一労働同一賃金
7. 幼稚園・小学校等の施設利用促進
8. 保育バウチャー制度導入
9. 保育の無償化を実現し、そのための財源を確保する

1. 認可保育所設置基準に関する地方分権

認可保育所の設置に関する規制の権限と責任を地方に移譲する。認可保育所の設置基準、即ち、保育士の配置基準、面積基準、採光基準、運動場基準等は、原則として全て条例で決められるようにする。

待機児童問題は、もともと地域差が非常に大きい。賃金水準や地価が全く違う地域でも、同じ配置基準や面積基準を適用することは不合理であり、こうした基準は自治体の所管とするべきである。特に、大きな効果の見込まれる面積要件の緩和は、都市部で直ちに実施すべきである。

2. 保育士要件の多様化

保育サポーター制度の導入。保育サポーターを含めて、現状の配置基準程度を認可の目安とする。必置機関として主任と教室主担任を設け、両者には保育士資格が必要とする。

・フランスの保育ママ並の 120 時間程度の研修で資格を得られる保育サポーター制度を導入し、保育士とあわせて現状の配置基準程度を目安に認可できる仕組みとする。

・保育士資格を有する主任と教室主担任を必置とする。

3. 家庭的・小規模保育事業の拡大

- ・家庭的・小規模保育事業への施設代補助を拡充。
- ・家庭的保育事業に関する連携施設制度を廃止の方向で見直し。
- ・地域社会全体で育児をサポートする環境の醸成（教育と広報による）。
- ・120～200時間の研修のうえ、ITによるマッチング（シェアード・エコノミー）。

・施設代補助を、家庭的事業等についても、保育園と同様の基準で認める。

・家庭的保育事業者、認可保育所の双方にメリットの乏しい連携施設制度を、廃止の方向で見直す。認可保育所にとっては過大な負担となりかねず、家庭的保育事業者にとっては参入規制となりうるからである。

・保育所が近隣の反対で新設できない場合があるため、住民の理解を得やすい地域社会の形成に向けて、学校教育や自治体広報を行う。また、将来、保育ママに社会的階層での偏りが生じないようにする。

・ITによるマッチングは、小規模保育事業から始めて、将来的には市町村による入所規制を緩和し、保育園にも導入していく。一方、安全確保

のため、当面はフランスの保育ママ制度より長い時間の研修を義務付ける。

4. 社会福祉法人と株式会社のイコールフットイング

- ・ 社会福祉法人の株式会社移行を認める。
- ・ 社会福祉法人への非課税制度見直し。

・ 非営利法人である社会福祉法人は、創設者が法人設立時に土地や施設等の財産を供していたとしても持分は認められず、他の社会福祉事業を行

う者に譲渡するか、処分できない場合は最終的には国庫に帰属することになっている。この制度が、社会福祉法人が環境に応じた効率的な経営を妨げている面があることに鑑み、株式会社への移行を認める。

・ 一方で、保育園を運営する株式会社と社会福祉法人のサービス競争上の条件をより公平にするため、社会福祉法人への非課税制度を見直す。

5. 地価等に応じた、地代・家賃の運営費補助

- ・ 地価等の変動により、地代、家賃の運営費補助が変動する制度へ。

大都市圏では、高い地代や家賃のために保育所新設が難しいため、地価等に応じて、地代、家賃の運営費補助が変わる制度とする。

6. 保育士の官民給与格差の是正、同一労働同一賃金

- ・ 公務員保育士の給与決定方法（民間給与との比較方法等）の見直し。
- ・ 私立非正規の保育士の給与で、私立正規と同一労働同一賃金の実現。

・ 保育士の給与について、公立保育園と私立保育園との間で大きな格差が生じていることから、公務員保育士の給与決定方法の見直しを行う。

・ 私立保育園で、正規保育士と非正規保育士の間で、同一労働同一賃金の実現を目指す。

7. 幼稚園・小学校等の施設利用促進

- ・ 幼児期の教育・保育につき、幼稚園と保育園を制度的に一元化させる。
- ・ 公立小学校の空き教室等の利用を促進する。

・ 幼保一体化を実現する。制度的一元化を進めることで、現在の幼稚園

の施設を0～2歳児の教育・保育に有効活用できるようにする。

- ・公立小学校の空き教室等、公的資産を保育園が利用可能にする。

8. 保育バウチャー制度導入

保育のみに利用可能なバウチャー（クーポン等）を保護者に配布する。自治体が一定の基準を満たすと認めた無認可保育所も含めて、保育バウチャーの利用を可能にする。

保育有償が前提の間は、保育サービスの供給者である保育園に税金を投入するのではなく、利用者である保護者に直接税金を投入する。利用者が保育にしか使えないようにバウチャー（クーポン等）を使い、利用者の自由選択で事業者の競争を促し、サービスの質を高めていく。

9. 保育の無償化を実現し、そのための財源を確保する

公立、私立保育所の無償化で所要は約9000億円。当面は厚労省所管の労保特会の剰余金等の利用、恒久的には身を切る改革と公務員給与削減。

公立保育の保護者負担3200億円、私立保育の保護者負担5300億円、合計で8700億円。厚生労働省の労働保険特別会計の労災勘定の積立金7

兆 7000 億円超、雇用勘定の積立金 5 兆 5000 億円超を当面の財源として、恒久的には公務員給与削減で財源を確保する（国家公務員総人件費 2 割弱、国と地方の公務員総人件費の 5%弱）。